

地域密着型特別養護老人ホームたかだまの法定給付の一部変更に伴う重要事項説明書

当施設のサービス利用に係る法定給付の一部変更について説明します。

分類	加算の名称	単位数 (金額)
体制加算	① 日常生活継続支援加算 (Ⅱ)	46 単位 (460 円/日)
	② サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) イ	18 単位 (180 円/日)
	③ 看護体制加算 (Ⅰ) イ	12 単位 (120 円/日)
	④ 看護体制加算 (Ⅱ) イ	23 単位 (230 円/日)
	⑤ 夜間職員配置加算 (Ⅱ) イ	46 単位 (460 円/日)
	⑥ 個別機能訓練加算	12 単位 (120 円/日)
	⑦ 精神科医療養指導加算	5 単位 (50 円/日)
	⑧ 栄養マネジメント加算	14 単位 (140 円/日)
	⑨ 口腔衛生管理体制加算	30 単位 (300 円/月)
	⑩ 口腔衛生管理加算	110 単位 (1100 円/月) ※H29.4 現在非該当
	⑪ 認知症専門ケア加算 (Ⅰ)	3 単位 (30 円/日)
個別加算	⑫ 入院・外泊時加算	246 単位 (2,460 円/日) 月に 6 日を限度
	⑬ 初期加算	30 単位 (300 円/日) 30 日以内の期間
	⑭ 経口維持加算 (Ⅰ)	400 単位 (4000 円/月)
	” (Ⅱ)	100 単位 (1000 円/月)
	⑮ 療養食加算	18 単位 (180 円/日)
	⑯ 看取り介護加算	144 単位 (1440 円/日) 死亡日以前 4 日以上 30 日以内 680 単位 (6800 円/日) 死亡日以前 2、3 日 1280 単位 (12800 円/日) 死亡日

*新規該当 3 加算及び変更 1 加算

- (1) 看護体制加算③に加え、新たに④が該当 (看護師特養 2 名専従配置による)
- (2) 個別機能訓練加算⑥は、今年度から該当 (機能訓練担当指導員として作業療法士専従配置による)
- (3) 認知症専門ケア加算 (Ⅰ) ⑪は、今年度から該当 (必要な研修修了者数が基準を満たしたことによる)
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅲ該当ですが、介護報酬総単位数に 3.3%を乗じた額となります。

(昨年度は介護報酬総単位数に 3.3%を乗じた額の 9 割の額) (介護職員の処遇改善のため) 注 :
 実際にご負担いただく金額は、上記加算金額の 1 割又は 2 割の負担となります。